

新潟県保険医会 FAXニュース 第97号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

令和6年能登半島地震で被災した患者への対応について**(1) 保険証が提示できない患者への対応**

今回の地震による被災に伴い、患者が被保険者証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合は、以下の取扱いとなります。

「令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和6年1月1日事務連絡)

①対象者

今回の地震による被災により、保険証を紛失又は自宅等に残したまま非難し、提示できない患者。

②患者情報を確認

「氏名」、「生年月日」、「住所・連絡先(電話番号等)」、「加入する医療保険者(社保の場合は勤務する事業所名、国保組合の場合は組合名)」を確認し、カルテに記載する。

③レセプトへの記載

保険者が特定できない場合、紙レセプトにより請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合は、電子レセプトでも請求できる。

【紙レセプトでの請求方法】

・レセプト欄外上部に赤色で「不詳」と記載し、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記載。

【電子レセプトでの請求方法】

・保険者は特定できたが、記号番号が不明の場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録せず、「番号」は「99999999(9桁)」と記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」と記録する。

○ 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」に「9999999(8桁)」と記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

・保険者を特定できない場合は、

- 「保険者番号」は「9999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、「記号」は記録せず、「番号」は「99999999(9桁)」を記録の上、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

④レセプトの請求先

・国保・後期高齢者医療の被保険者である旨を確認したものは国保に、被用者保険の被保険者等である旨を確認したものは支払基金に請求する。

・基金・国保いずれに提出すべきか不明なレセプトについては、医療機関で可能な限り確認した上で個別に判断し、いずれかに提出する。

⑤診療報酬請求書の作成方法

・国保…当該保険者不明につき通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成。

・基金…診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項(件数、診療実日数及び点数等)を記載。

(2) 窓口一部負担金の免除・猶予

被災した患者が保険者へ申請し「一部負担金免除証明書」等の交付を受けた場合、一部負担金が「免除」されます。また、「免除証明書」を持参していない患者については、医療機関の窓口において患者に口頭で免除対象であることを確認すれば、一部負担金の「猶予」を行うことが可能です。

「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」

(令和6年1月11日付事務連絡、1月12日付で対象保険者等の追加あり)

① 猶予期間

令和6年4月末まで(今後の状況によって延長の可能性あり)

② 対象者(以下の A、B いずれにも該当)

A **表 I** の保険者の被保険者・被扶養者であって、**表 II** の災害救助法適用地域の市町に住所を有する者

表 I: 対象保険者(1/12 時点、他県は省略。対象は今後更新される可能性があります)

全国健康保険医協会(協会けんぽ)	
国保	<p>【新潟】新潟市、三条市、加茂市、見附市、燕市、佐渡市、南魚沼市</p> <p>【石川】金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町</p> <p>【富山】高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町</p> <p>【福井】福井市、あわら市、坂井市</p>
後期高齢	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合</p> <p>石川県後期高齢者医療広域連合</p> <p>富山県後期高齢者医療広域連合</p> <p>福井県後期高齢者医療広域連合</p>
健康保険組合	<p>【新潟】デンカ健康保険組合、新潟県農業団体健康保険組合</p> <p>【石川】石川県自動車販売店健康保険組合、けいじゅ健康保険組合、澁谷工業健康保険組合、津田駒工業健康保険組合、北陸地区信用金庫健康保険組合、北陸鉄道健康保険組合、北國新聞健康保険組合、北國FHD健康保険組合</p> <p>【富山】北陸銀行健康保険組合、北陸電力健康保険組合、北陸電気工事健康保険組合、YKK 健康保険組合、富山県自動車販売店健康保険組合、TIS インテックグループ健康保険組合、ゴールドウイン健康保険組合</p> <p>【福井】福井県自動車販売整備健康保険組合、福井県機械工業健康保険組合</p>
国民健康保険組合	石川県医師国民健康保険組合

表 II: 災害救助法適用地域

新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町
石川県	珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市
富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町
福井県	福井市、あわら市、坂井市

B 令和6年能登半島地震により、以下のア～オいずれかの旨の申し立てをした者（罹災証明書の提示は不要であり、口頭申告で猶予可能）

ア 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

ウ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

③窓口での確認と一部負担金の取扱い

- ・患者が「一部負担金免除証明書」等を持参した場合は、保険者に10割請求し、患者の一部負担金は0円となる。患者が「一部負担金免除証明書」等を持参していないが、②の対象者(A、Bいずれにも該当)である旨を口頭で確認できた場合も、保険者に10割請求し、患者の一部負担金は0円となる。
- ・上記Bのア～オのいずれに該当するかカルテ等の備考欄に記載する。

④一部負担金免除・猶予の場合のレセプト請求

【紙レセプトでの請求方法】

- ・明細書の欄外上部に赤色で(災1)と記載する。
- ・同一の患者について、措置の対象となる明細書と対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出する。
- ・措置の対象となる診療と対象とならない診療等を区別することが困難な明細書については赤色で(災2)と記載する。
- ・レセプトの下部一部負担欄について、「免除証明書」がない場合は最上段の「支払猶予」に○印をつけるか、又は「支払猶予」と印字する。「免除証明書」がある場合は、「免除」に○印、又は「免除」と記載する。

【電子レセプトでの請求方法】

- ・「特記事項」欄に「96」、摘要欄の先頭に「災1」と記録する。
- ・措置の対象となる診療と対象とならない診療等を区別することが困難な明細書については、「特記事項」欄に「97」、摘要欄の先頭に「災2」と記録する。
- ・保険者レコードの「減免区分」は、免除証明書なしの場合は「3:支払猶予」、免除証明書ありの場合は「2:免除」とする。

(3) その他の情報について

上記のほか、公費負担医療について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる旨等の事務連絡も出されています。

「令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和6年1月1日付事務連絡)

(1)～(3)までの震災に関連する取扱いや、独立行政法人福祉医療機構(WAM)による被災された医療機関への融資情報などは全国保険医団体連合会のホームページでもまとめられています。

≪能登半島地震 厚労省 医療機関等向け事務通知 (全国保険医団体連合会ホームページ内)≫

<https://hodanren.doc-net.or.jp/info/news/2024-01-02/>

≪能登半島地震 医療機関への経営支援・融資制度 (全国保険医団体連合会ホームページ内)≫

<https://hodanren.doc-net.or.jp/info/news/2024-0105/>